

新たなデータの活用について②
～行政記録情報等の活用～

平成28年11月10日
内閣府政策統括官（経済財政分析担当）

行政記録情報等の統計における活用方法について

○行政記録情報とは

行政記録情報とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律に規定する行政文書をいう。）に記録されているもの（基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。）（統計法第2条第10項）

1. 行政記録情報等の景気指標としての活用

- 経済や所得の動向等の把握に行政記録情報等のデータを活用。

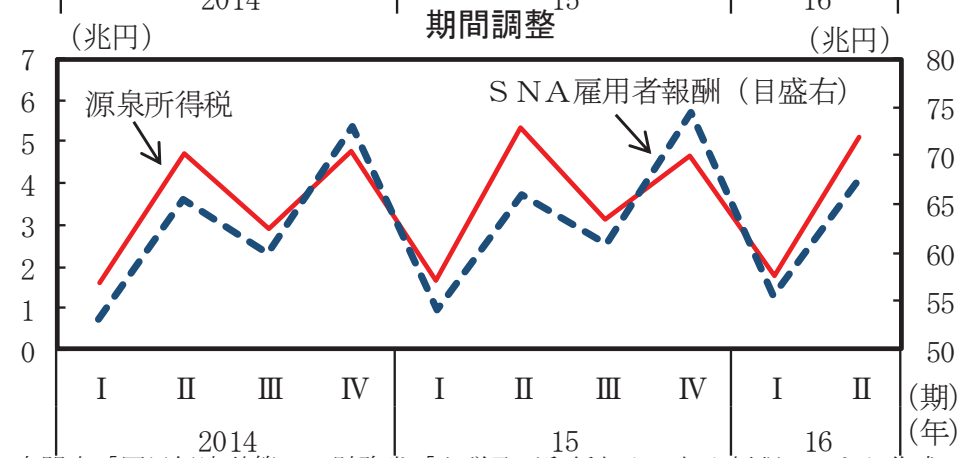
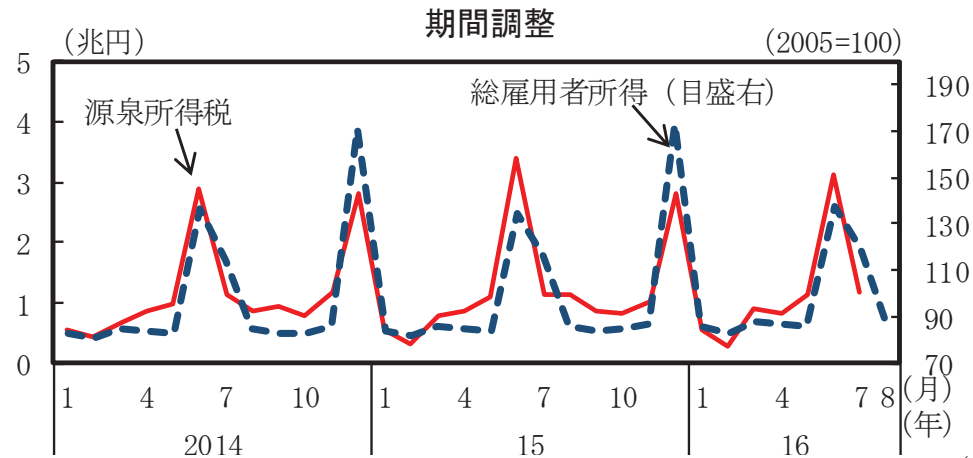
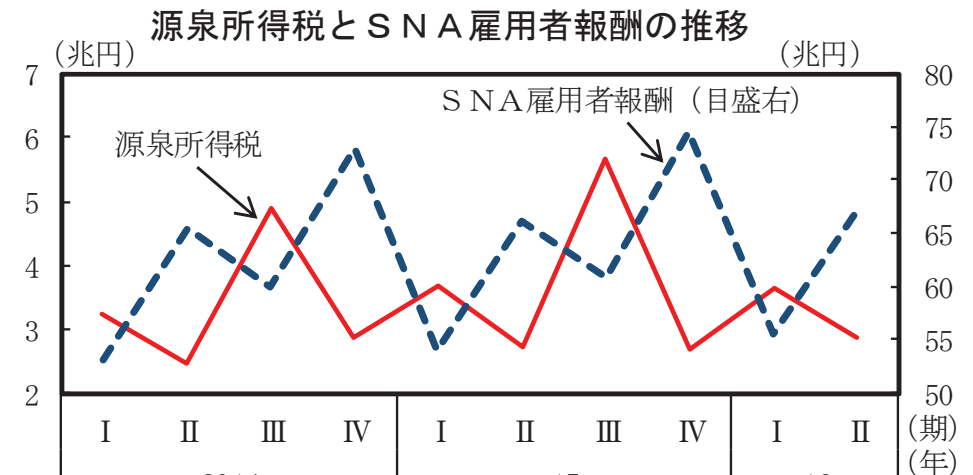
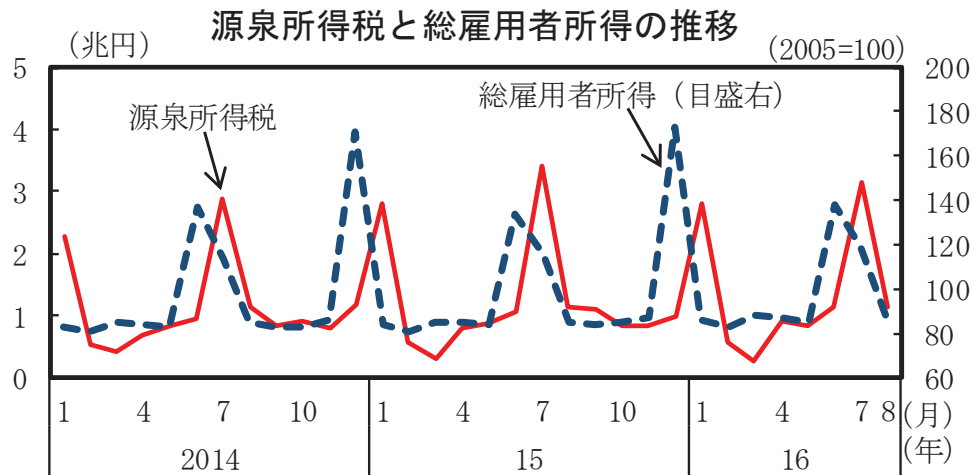
2. 行政記録情報による統計改善・統計調査の補完

- 企業統計調査の標本抽出に用いる共用データベースの整備と活用
 - 行政記録情報にある企業・事業所に関する情報を活用することにより、統計の標本抽出に用いるデータベースの精度を向上させる。
- 企業統計調査の欠損値の補完等
 - 調査の回答が得られなかった企業についての情報を行政記録情報を活用することにより補完。
- 各種統計調査結果と行政記録情報の比較・検証
 - 各種統計調査の結果について、行政記録情報と比較することで精度を検証

「証拠に基づく政策立案」の推進のため、経済構造の正確な把握が求められている。精度の高い経済統計の効率的な作成にあたって、行政記録情報の更なる活用が必要。

1. 行政記録情報と景気動向 (①所得税収と賃金)

- 「租税及び印紙収入、収入額調」(月次)の源泉所得税と、内閣府試算の総雇用者所得(名目)やSNA雇用者報酬(名目)を比較すると、所得税収がひと月遅れで総雇用者所得の動きを追っている。
- 給与所得税収は源泉徴収税収全体の約6割(他は、配当や譲渡所得にかかる税収等)を占めることから、源泉徴収税収の動きは給与所得による部分が大いといわれるが、月々の給与所得税額を活用することにより、マクロの所得動向をよりの確に捕捉できる可能性。
- なお、給与所得税収と賃金の関係に大まかな相関があるとしても、非納税者に対する給与は反映されておらず、また納期の特例制度や年末調整などの影響があることに加え、伸び率で見た場合には大きな違い(次頁参照)があること等から、景気指標としての活用にあたっては留意が必要。



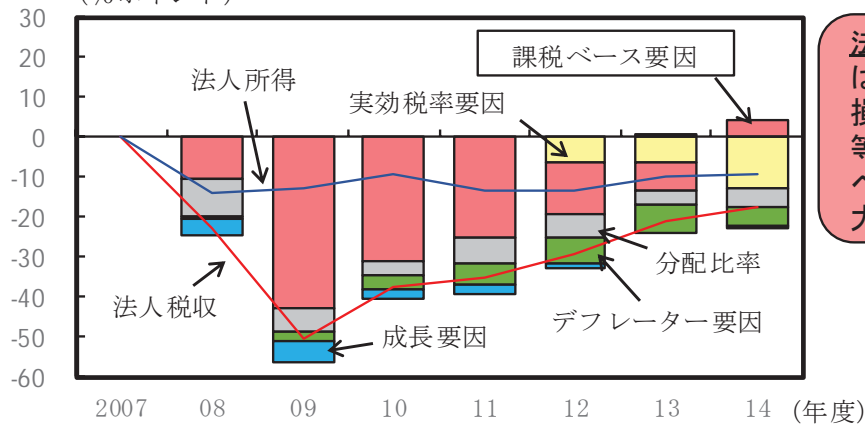
(備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、財務省「租税及び印紙収入、収入額調」により作成。
2. 下図は、源泉所得税の期間を1カ月前方に調整したもの。

(備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、財務省「租税及び印紙収入、収入額調」により作成。
2. SNA雇用者所得は名目値。
3. 源泉所得税収は3カ月間の合計値。下図は以下のとおり各期に対応する月を調整。
I期: 2-4月、II期: 5-7月、III期: 8-10月、IV期: 11-1月

1. 行政記録情報と景気動向 (②税収とGDPの動向)

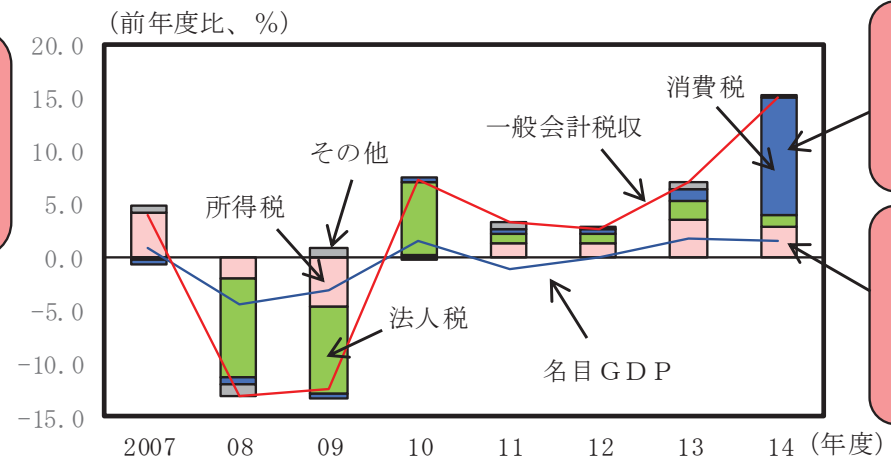
- 法人税収は、名目及び実質の経済成長率、法人実効税率、制度変更や繰越欠損による課税ベースの動向など、様々な要因で変動している。近年、繰越欠損金の減少などによる課税ベースの拡大が、法人税収の回復に寄与している。
- 給与所得税収は、賃金上昇による累進課税などの影響により、大きく振れる傾向にある。
- こうしたことから、名目GDPと一般会計税収の伸び率を比較すると、税収の方が振れ幅が大きい傾向にある。

(1) 法人税収の要因分解 (2007年度からの累積寄与度)
(%ポイント)



法人税収は、繰越欠損金の減少等で課税ベースが拡大。

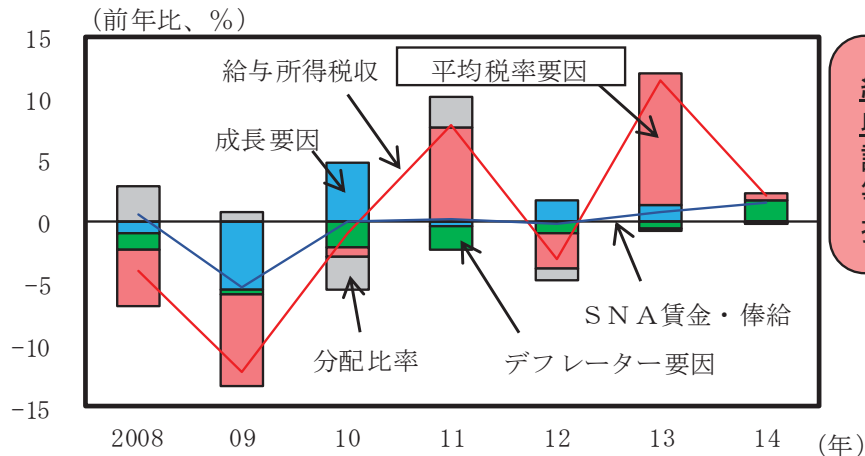
(3) 税収の要因分解と名目GDPの推移
(前年度比、%)



消費税は、2014年度に税率引上げで税収増加。

所得税は、税制改正等による配当税収の増加も反映。

(2) 給与所得税収の要因分解
(前年比、%)



給与所得税収は、累進課税の影響等で大きく振れる。

- (備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、財務省資料、総務資料により作成。
 2. (1)は、法人税収=実効税率×(課税所得/法人所得)×(法人所得/名目GDP)×GDPデフレター×実質GDPによって分解し、右辺のそれぞれを、「実効税率要因」、「課税ベース要因」、「分配比率」、「デフレター要因」、「成長要因」とした。課税所得は、税収を実効税率で除して求めた値。法人所得は金融及び非金融法人の営業余剰と財産所得の受払差として定義。
 3. (2)は、給与所得税収=(給与所得税収/賃金・俸給)×(賃金・俸給/名目GDP)×GDPデフレター×実質GDPによって分解し、右辺のそれぞれを、「平均税率要因」、「分配比率」、「デフレター要因」、「成長要因」とした。

税務情報活用に向けた検討課題

1. 月次の税務情報の活用に向けた検討課題

- 月次の給与所得税額の活用はマクロの所得動向の的確な捕捉に有益である可能性。
- ただし、以下のような点に留意が必要。
 - 給与の支払い時期と納付のタイミングのずれ（源泉徴収分は原則支給月の翌月10日までに納付。ただし、中小・小規模企業は納期の特例として年二回にまとめて納付が可能。）

（※法人税や消費税は、決算が確定するまでは当該年度の動向を反映しないことに加え、中間申告制度や法人と国の決算期の差異を考慮する必要。）

2. 国税庁統計年報などの税務統計活用に向けた検討課題

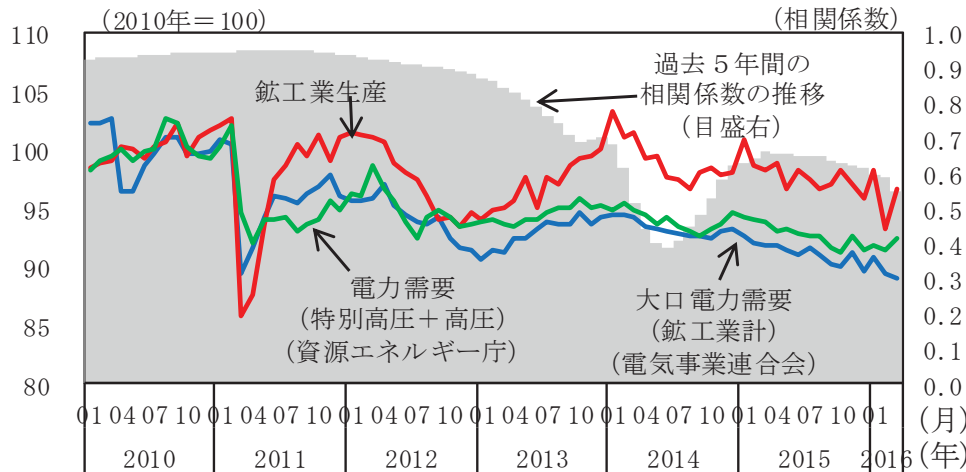
- 法人税収は、税率等の制度改正の影響に加え、欠損の繰越などにより、課税ベースが大きく変動するなど、必ずしも当期に発生した法人所得の動向を反映しない可能性がある。
- 給与所得税収は、賃金上昇による累進課税などの影響によって、大きく振れる傾向がみられる。
- 国税庁統計年報の公表は翌々年の前半にかけてであり、法人企業統計年報（翌9月）やGDP確報（翌年12月）の公表のタイミングには間に合わない。

今後の対応の方向性：税収は様々な税制上の要因により影響を受け、また税制改正によっても変動することに留意が必要。他方で、個人や法人の所得動向を把握する上で税務情報を補完的に用いることは有益。いずれにせよ、税務情報の活用にあたっては更なる研究が必要。

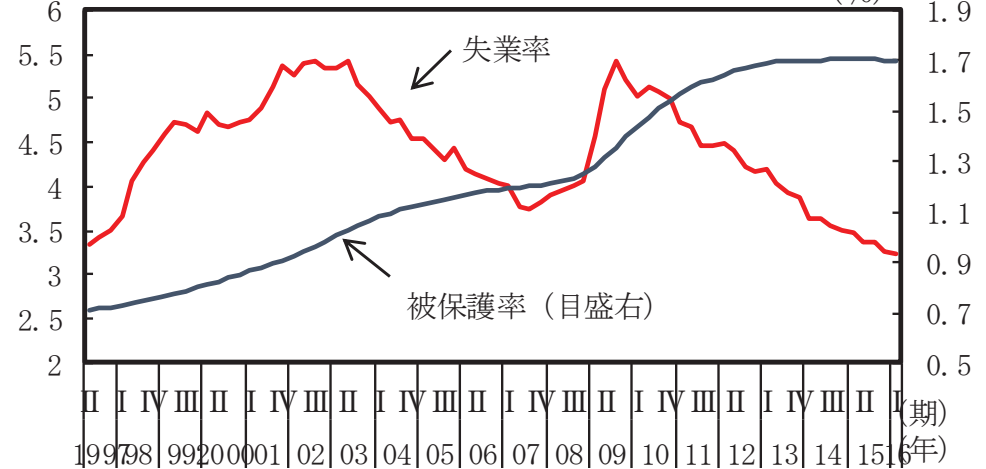
1. 行政記録情報等と景気動向の比較 (③生産・雇用・住宅の各統計の動向)

- 鉱工業生産と企業向けの電力需要については、過去は相関が高かったものの、東日本大震災以降、企業の節電や自家発電などの影響により、相関に弱まりがみられる。
- 保護率（生活保護人員／人口）は雇用情勢と関連があると考えられるが、高齢化や世帯構成等の変化による影響もあると考えられることから必ずしも失業率と関連した動きになっていない。
- 工事届の前に提出される建築確認申請の件数をみると、戸建住宅の着工数とおおむね同じ動きをしている。

鉱工業生産と企業向け電力需要実績の推移



(%) 保護率と失業率の四半期の動向 (%)



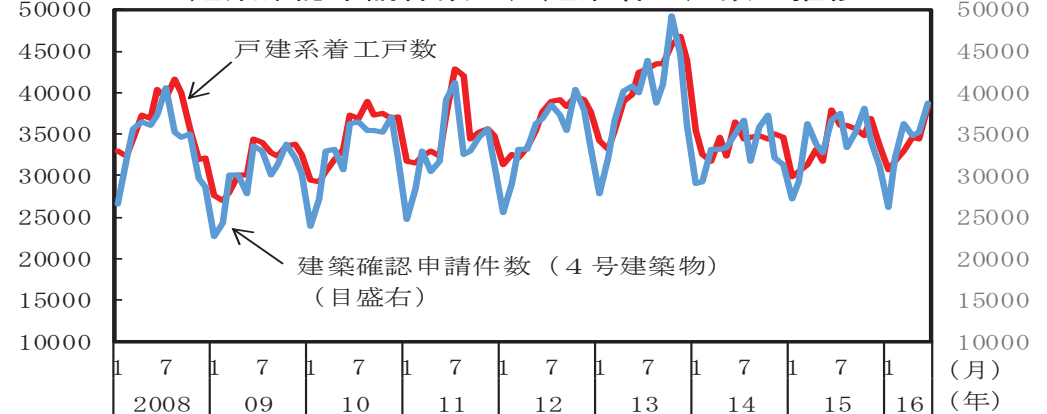
(備考) 総務省「労働力調査」、「人口推計」、厚生労働省「被保護者調査」、「福祉行政報告例」により作成。すべて季節調整値。平均保護人員は内閣府による季節調整値。

鉱工業生産と産業別大口電力需要実績の相関係数

業種	相関係数
鉱工業	0.58
機械器具	0.53
鉄鋼業	0.51
化学	0.62
非鉄金属	0.62
食料品	0.22

(備考) 経済産業省「鉱工業指数」、電気事業連合会「電力需要実績」、資源エネルギー庁「電力調査統計」により作成。季節調整値（電力需要は内閣府による季節調整値。）。上図の棒グラフは各時点における過去5年間の鉱工業生産と大口電力需要の相関係数を示したものである。下表は、鉱工業生産と大口電力需要実績について、産業別に2010年1月から2016年3月の相関係数をとったもの。2016年4月以降、産業別の大口電力需要は公表されていない。

(戸) 建築確認申請件数と戸建系着工戸数の推移 (件数)



(備考) 国土交通省「建築着工統計」、「最近の確認申請件数等の状況について」により作成。戸建系着工戸数は、持家と戸建分譲着工戸数の合計。4号建築物は、主に木造2階建て等の小規模建築物。

2. 行政記録情報の統計改善・補完のための活用①

1. 行政記録情報の統計等への利活用に関する規定

- 統計法29条によれば、①正確かつ効率的な統計の作成、又は②被調査者の負担の軽減に、相当程度寄与するときは、行政記録情報の提供を求めることができる。
- 「公的統計の整備に関する基本計画」において、秘密保持の確保を含む法令の規定による制約など、行政記録情報等の提供を困難とする合理的な理由がある場合には、代替措置として、特別集計を行うことが原則とされている。

①統計法第29条

行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

②公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月）

統計法第29条第1項の規定に基づく行政記録情報等の保有機関に対する提供要請の規定を活用することも視野に、報告者の負担軽減や正確かつ効率的な統計作成に引き続き努める。なお、秘密保持の確保を含む法令の規定による制約など、保有機関が行政記録情報等を提供することを困難とする合理的な理由が存在する場合には、その代替措置として、電子化の状況等を踏まえた統計作成機関からの要望に対し、特別集計の形態による集計表の作成を行うことも、引き続き原則とする。

2. 行政記録情報の統計改善・補完のための活用②

1. 企業統計の標本抽出に用いる共用データベースの整備と活用

- 各府省が作成する企業統計の母集団情報を供するため、経済センサス等を活用した事業所母集団データベースの整備が進んでいる。
- 課題: ①法人番号や税務情報を含む行政記録情報の活用による、事業所母集団データベースの更なる整備、②各府省の所管する企業統計の標本抽出には必ず事業所母集団データベースを活用

2. 企業統計調査の欠損値の補完等

- 特別集計を利用して、企業統計調査の未回答分を税務情報で補うことにより、捕捉率の低い中小企業などのデータが充実する可能性がある。
- 課題: 現在データベース化され利用可能な項目は限定的となっている場合があり、行政手続きの更なる電子化を図ることにより、データとして利用可能な情報を増やしていく必要。

3. 各種統計調査の結果の比較・検証

- 各種統計調査の結果と行政記録情報を比較・照合することにより、調査結果がサンプル漏れなどによってバイアスが生じていないか等を検証。

4. 法人番号の活用

- 事業所母集団データベースと法人番号をリンクさせることにより、様々な企業統計調査の標本をクロスで分析することが可能に。

今後の対応の方向性：行政記録情報を統計の改善・補完に積極的に用いるためには、①行政手続きの電子化を進め利用可能なデータを増やすこと、②法人番号による照合が可能にすることが重要。このため、データベースに法人番号を登録する必要があり、各統計作成府省の協力が不可欠。とりわけ、事業所母集団データベースは、様々な企業統計調査の標本抽出の源になるものであり、行政記録情報の更なる活用による企業情報等の整備が必要。